

預金の払戻しに関して旧民法 478 条による  
免責が認められた事例  
—東京地判令和 2 年 6 月 9 日（控訴）  
金融商事判例 1605 号 52 頁—

数 野 昌 三

実践女子大学人間社会学部

紀 要 第18集 抜刷

2022年 3 月 31 日発行

# 預金の払戻しに関して旧民法 478 条による 免責が認められた事例 —東京地判令和 2 年 6 月 9 日（控訴） 金融商事判例 1605 号 52 頁—

数野昌三

実践女子大学人間社会学部

## 【事実の概要】

本件は、訴外亡A（大正12年生まれ）の代襲相続人であるXら（亡Aの孫）が、亡Aが金融機関であるY銀行a支店に平成18年開設した普通預金口座（以下、本件口座という）に係わる預金債権を相続したとして、その支払を求めた事案である。

ところで、亡Aは、平成21年頃から補助参加人であるB女に対して外出の際のサポートを依頼するようになっていた。そして、亡Aは、平成23年9月30日、自宅で倒れ、B女に発見され入院し、B女から介護を受けていた。

B女は、同年10月3日、Y銀行b支店において、自らが亡Aであるとして、預金通帳、届出印および亡Aの後期高齢者医療被保険者証を持参し、亡A名義で、本件口座から3,000万円および1,560万円の合計4,560万円の持参人払い線引きなしの預手を振出す手続を行った。

Y銀行b支店は、B女の請求に基づき、届出印と払戻請求書等の印影との照合を行い、B女を亡Aと信じ、これらの請求に応じた。

その後亡Aは、平成28年7月7日に死亡したためXらは、合計金額4,560万円の支払を求め本訴を提起した。

## 【判旨】

- ① B女が本件預手に関して正当な権限を有していたか否かについて。

B女は、自らが亡Aであるとして本手続を行っており、Y銀行も手続を行っているのは亡A自身であるとの前提でこれに対応している。Y銀行は、B女が預金通帳、届出印および亡Aの後期高齢者医療被保険者証を持参していたことから、本件預手振出についての権限が付与されていたと主張するが、B女は、本来亡Aの代理人ないし使者として本件預手振出手続を行わなければならなかったが、このような手続をとらず、あえて自らを亡Aであるとして本手続を行っていることおよび本件預手振出が行われた頃の亡Aの状況は、B女に対し代理権等の権限を付与する意思表示をし

うる状況にはなかったことからすると、B女が本件預手振出につて亡Aからそれを代理、代行する権限を付与されていたと認めることはできず、B女は、これを権限なくして実行したといえる。

- ② 本件預手振出につき、これに応じたことにY銀行に過失はなく、債権の準占有者に対する弁済として有効といえるか否かについて。

債権の準占有者とは、社会一般の取引観念に照らして、真実の債権者または受領権限を有する者であると信ずるに足りる外観を有する者であり、本件においてB女は、本件口座の通帳および届出印を所持し、正当な権利者と信ずるに足りる外観を有していたのであり、債権の準占有者といえる。

金融機関では一般的に、預金通帳の所持を前提として、届出印と払戻請求書等の印影の照合により払戻請求者の受領権限を確認する方法が採られており、このようにして預金の払戻等を求める者は、社会通念上、預金債権の帰属主体であると推定されるといえる。そうすると、正当な受領権限者に対して速やかに払戻等の取引を完結させることも、顧客に対するサービスの重要な要素であることも合わせて考慮すれば、金融機関としては、そのような払戻請求者が正当な受領権限を有しないのではないかとの疑念を抱くに足りる特段の事情が認められない限り、払戻しに応じることが許されるべきである。したがって、Y銀行が本件預手振出に応じたことにつき、債権の準占有者に対する弁済として免責されるべきであるといえる。

Xらは、後期高齢者医療被保険者証の提示は、本人確認のためには不十分であり、顔写真が貼付されている運転免許証等を提示させる必要があったと主張するが、後期高齢者医療被保険者証は、本人確認のための公的資料の1つとして位置づけられており、平成23年10月の時点において、本被保険者証の提示が本人確認として不十分であったとはいえない。

また、Xらは、亡Aの年齢が88歳であり、B女の当時の年齢は75歳であることから、亡AとB女とは別人であることを認識することができたと主張するが、75歳以上の高齢者において13歳の年齢差は外見から明白な差異を生じさせるとはいえない。

その他、Xらは、亡Aが高齢にも関わらず、4,560万円を預手という不自然な取引形態により、利用したことのない店舗において行っていることも特段の事情にあたる。しかし、高齢化が進むわが国において、東京という都市部に居住している88歳の女性がそのような取引を行うことが一見して不自然とはいえない。

さらにXらは、B女が依頼人住所欄に記載した番地に誤りのあったことに気付き、書き直したような形跡があったことが特段の事情にあたる主張する。しかし、高齢者であれば、書き間違えることも希有とはいえないし、その後、亡Aの正確な住所が記されており、特段の事情にあたるとはいえない。

Xらは、高齢女性の個人の預金者から多額の払戻請求があった場合には、財産犯罪の被害者となりやすいため、より入念な本人確認をするべき一般的注意義務を負うに至っていたと主張する。しかし、仮にそのような社会的要請が高まっていたとしても、本件に関して犯罪に関わるものであったことについての具体的な主張立証はされていないし、当時、金融機関でいかなる本人確認を

すればよいかにつき共通認識がもたれていたという立証はなされておらず、特段の事情にあたるということとはできない。

以上の検討により、Y銀行が本件預手振出に応じたことは、債権の準占有者に対する弁済と評価され、亡Aの本件口座における預金債権は4,560万円分消滅することとなる。

## 【研究】

1. 金融機関が払戻権限のない者に預金の誤払をした場合、真正な預金者との関係において債務不履行責任或いは不法行為責任を負うこととなる場合がある。しかし、民法 478 条が適用されるなど特段の事情があれば預金債権は消滅するが、その場合、払戻しに関する金融機関の過失または注意義務違反、いわゆる特段の事情の有無が問題となる<sup>1</sup>。

本件判決は、補助参加人であるB女が、本件口座への預金通帳と本件口座の届出印を持参し、本件預手振出手続を行っており、Y銀行の各担当者は、B女から本件口座の預金通帳の提出を受け、払戻請求書に押印された印影と亡AのY銀行への届出印との印影の照合を行い、一致していることを確認している。そして、正当な受領権限者に対して速やかに払戻し等の取引を完結させることは、顧客に対するサービスの重要な要素であることも併せ考慮すると、Y銀行はB女が正当な受領権限を有してはいないのではないかという疑いを抱くに足りる特段の事情が認められない限り、本件預手振出に応じたことにつき、債権の準占有者に対する弁済として免責されるべきであるとした。そのうえで、本人確認書類として提示されたものが、後期高齢者医療被保険者証のみで他に顔写真が貼付されている運転免許証等の資料が提示されなかったことが特段の事情に該当するなど主張するXらに対して特段の事情があったとまでは認められないとし、Y銀行が本件預手振出しに応じたことは、債権の準占有者に対する弁済として認められると判示した<sup>2</sup>。

2. 改正前民法 478 条は、「債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ過失がなかったときに限り、その効力を有する」と規定していたため、その意義が不明確であると指摘されていた。そのため、改正後の現行民法 478 条は、「受領権者（債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。以下同じ。）以外の者であって取引上社会通念に照らして受領権限者としての外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する」と規定された。したがって、債権の準占有者との表現を受領者としての外観を有するものに変更されたものの、その要件および効果はそのまま維持されている<sup>3</sup>。
3. その改正前旧民法 478 条にいう債権の準占有者とは、取引の観念から見て真実の債権者または受領権限者らしい概観を有する者であり、他人の預貯金の通帳と印鑑を所持している者等がその典型例としてあげられている<sup>4</sup>。

その際、預貯金の払戻しにおける金融機関の注意義務として届出印の印影と払戻請求書に押捺された印影との照合の問題に関して東京高等裁判所令和元年12月18日判決は、銀行の実務においては、従前から、窓口での預貯金の払戻しの際に通帳の所持および届出印の印影と払戻請求書の印影との照合により払戻請求者の受領権限を確認する運用が一般的に行われていたものと認められ、預貯金者も、このような運用を前提として、通帳および届出印を適切に保管することが求められていたということができるところ、上記のような運用は、上記のような預金者側の一般的な行動の在り方や銀行の窓口における大量の預貯金の払戻し等の事務を迅速かつ円滑に処理する必要があることに鑑みれば、現在においても合理性を有するといふべきであるから、銀行は、基本的には、通帳の所持および届出印の印影と払戻請求書の印影との同一性を確認すれば、正当な権限に基づく払戻請求であると認めて払戻しに応じることにつき必要な注意義務を尽くしたといふことができる」と判示<sup>5</sup>、本判決も同様の趣旨と解することができる。

本件においてXらは、後期高齢者医療被保険者証による本人確認、年齢差等による本人確認、預手振出、預手払戻請求書におけるAの住所番号の書き直しに関して、また、他店舗取引等に関しても特段の事情があったと主張するが、認め難いと思われる<sup>6</sup>。

4. 本件判決は、預金を払戻した金融機関に関して広く無過失を認めた判例であり、不正払戻請求者である補助参加人B女が亡Aに成り済まして本件預手の振出を行ったこと、年齢差が一層離れていた場合等、見解の対立を生じ得るであろうことから、今後の判断が待たれる。

## 注

- 1 佐久間毅「I 預金・為替 概観」『金融法務事情』2169号（2021年、金融財政事情研究会）4頁～5頁
- 2 本件判例評釈として、黒田直行「預金払戻が預金債権の準占有者に対する弁済として有効とされた事例」『JA 金融法務』608号（2021年、経済法令研究会）54頁～58頁、水野信次「旧民法478条による免責が認められた事例」『銀行法務21』866号（2021年、経済法令研究会）67頁がある。なお、1998年以降、盗難通帳による不正払戻しが極めて多くなり、その後、2005年以降も預金不正払戻しに関する判例が出されており、これらの判例につき、上田純「預貯金の不正払戻しと金融機関の注意義務－窓口払いを中心に近時の裁判例を踏まえて－」『金融法務事情』1954号（2012年、金融財政事情研究会）38頁～64頁が詳しい。
- 3 佐久間毅「I 預金・為替 概観」『金融法務事情』2145号（2020年、金融財政事情研究会）44頁、拙稿「高齢者の預貯金払戻しに係る旧民法478条による免責」『実践女子大学人間社会学部紀要』第17集（2021年、実践女子大学人間社会学部）52頁
- 4 内田貴『民法Ⅲ 債権総論・担保物権』【第4版】（2020年、東京大学出版会）43頁、潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（2017年、信山社出版）208頁、新井誠・岡仲浩編『民法講義録』【改定版】（2019年、日本評論社）630頁、近江幸治『民法講義Ⅳ 債権総論』【第4版】261頁

数野：預金の払戻しに関して旧民法 478 条による免責が認められた事例

- 5 東京高判令和元年 12 月 18 日『金融・商事判例』1593 号（2020 年、経済法令研究会）20 頁～28 頁
- 6 上田純・前掲注 2・53 頁～56 頁

